

ふくおかのふくし

No. **133**
2012年5月

—Welfare of Fukuoka—

第50回福岡県身体障害者体育大会
(13頁掲載)



今月号の主な内容

- 特集 われらのまちは、われらが守る P1
～糸島市防災士会 てまがえ隊の活動を通して～
- 共助社会づくりに向けた小地域活動推進のための
市町村社協モデル指定事業報告 P3
- シリーズ あなたのまちのまごころ P5
日韓のプロの味 ベジタブルピクルス&白菜キムチ (セルフちくほ)
- 平成24年度 福岡県社協事業計画 P7

じぶんの町を良くするしくみ

赤い羽根共同募金

この広報誌は、一部共同募金の
配分金を受けて発行しています。



われらのまちは、われらが守る

糸島防災士会 てまがえ隊の活動を通して

昨年、東日本大震災から一年余り、日本全国で大規模災害発生への不安が高まるとともに、日頃からの防災意識の向上や、地域での「絆」を強める活動が求められています。

しかし、福岡県の行政区を単位とする自主防災組織の組織率は平成23年4月1日現在で63・1%であり、全国平均（75・6%）と比べて低く、組織化と活動の充実が急がれています。

こうした中、福岡県内に1,778人（平成24年3月末現在）いる「防災士」が、地域の防災力向上のために頑張っています。

今号特集では、糸島市の自主防災組織の組織化と活動充実を支援している糸島防災士会「てまがえ隊」の活動について、会長の有松智文さんと、会員で消防士OBでもある田中清和さん、同じく、会員で糸島応急手当普及の会事務局も担っている原美奈子さんからお話を伺うことができますので紹介します。

発足のきっかけは？

会員が「防災士」資格を取得した理由は様々ですが、地域において防災士個人での活動展開は難しく、みんな「何ができるのかわからないが、糸島のために何かしたい」というもどかしい気持ちを持っていました。



DIG (図上) 訓練の様子

た。そうした仲間が集まり、旧前原市、二丈町、志摩町の合併により糸島市の誕生が間近に迫る平成21年8月、糸島エリアの21人の防災士により「てまがえ隊」を立ち上げ、毎月の定例会を重ねる中で研鑽を図っていくこととなりました。

はじめは手探りで

最初の活動は、糸島市が東風校区（はるかぜ）を防災のモデル地区に指定し、その訓練を手伝ってほしいとの要望に応



子どもたちへの消火器指導

えたもので、DIG (図上) 訓練を行いました。当時は手探りの活動で、訓練を手伝いながら自分たちも学習し、スキルアップを図っていきました。

広がる協働の輪

現在、会員は30人に増え、依頼される内容も救急救命講習の指導や防災に関する講演、イベントでの啓発活動など多岐にわたるようになりましたが、会員の中に現役の消防署員や社会福祉協議会の職員がいることもあり、連携を取りながら精神的に取り組むことができます。

特に、現在、糸島市が自主防災組織（緊急避難組織）設立マニュアルを作り、市内の自主防災組織の立ち上げに積極的に取り組んでおり、162の行政区のうち9割が組織化されました。「てまがえ隊」は市危機管理課と連携し、こうした自主防災組織の支援にも当たっています。

現在の課題とこれからの抱負

東日本大震災以前は、糸島市や市ボランティアセンターからの要請が



有松智文会長(左)と糸島防災士会「てまがえ隊」の田中清和さん(中央)、原美奈子さん(右)

多かったです。震災後は行政区長が直接依頼してくることが増え、参加者の関心も高く、質問が多く出るなど真剣に取り組む姿勢が見えるようになってきました。

しかし、自主防災組織が立ち上がったところでも温度差は大きく、住民を巻き込んで積極的に活動展開をしているところもあれば、住民の関心が高くないところも見られます。

有松会長は「今後は、震災の影響や市の取り組みにより、まわり(住

民)が変わってくるだろう。活動は忙しくなるだろうし、今までローギアやセカンドギアだったけれども、トップギアまでもつていく必要がある」と言われる一方で、「楽しくないと続けられない。だから無理をしない。来れる人が来て、できる人がやる、ということが大切」と活動に対するスタンスを話されました。

「糸島のために何かしたい」という思いで集った「てまがえ隊」の今後のさらなる活躍に大きな期待がかかっています。

「防災士」とは

「自助」「互助」「協働」を原則として、地域社会の様々な場で減災と地域の防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのための十分な意識・知識・技能を有する者として、日本防災士機構が認定した人のことです。

「てまがえ」とは

田植えや屋根の葺き替えなど、家族だけでは対応できない一時的に大きな労力を、地域で助け合いながらやることです。「てまがえ隊」は地域の方々と助け合いながら、地域の防災活動のお手伝いができればとの思いを込めて名付けられました。

災害時に備えて 地域の絆づくりを

福岡県では、自主防災組織率が63・1%となっています。つまり、2世帯に1世帯以上の割合で自主防災組織に加入しているということです。

しかし、自分が自主防災組織に入っていると自覚している方が果たしてどの程度おられるのでしょうか。恐らく多くの方が知らないうちに自治会組織の

意識を高め、積極的に自主防災活動に参画することが、地域の防災力向上に不可欠であり、行政区長をはじめ関係者はそれを極力促進することが必要です。そして「てまがえ隊」のような自主防災組織を支援する組織がもっともつと各地域に生まれ、根付いていくことが望まれます。

枠組みの中で自主防災組織の一員となっているのだと思います。

災害は突然襲ってきます。

自主防災組織を立ち上げることはもちろん重要ですが、構成員である住民一人ひとりが日頃から防災

間もなく梅雨入り、近年では台風も早い時期の九州上陸が増えており、風水害対策は怠れません。

災害が頻発する今こそ、地域の絆を深め、「わがまちはわれわれ自らが守る」という姿勢が求められています。

誰もが安心して暮らせる 共助社会を目指して

〈共助社会づくりに向けた小地域福祉活動推進のための

市町村社協モデル指定事業 報告〉

本会では、平成22年度から平成23年度の2年間、共助社会づくりに向けた小地域福祉活動推進のための市町村社協モデル指定事業を行いました。5つのテーマを設定し、9社協をモデル指定して県社協職員も関わりながら各テーマに沿って取り組

み、各指定社協において大きな成果が上がっています。

今号では、多くの市町村で課題となっている「人材の発掘・育成」について那珂川町社協の取り組みを紹介します。

ボランティアは

「新たな生きがい」

複雑多様化する福祉ニーズに対応するためには、既存サービスだけでなく住民の力が不可欠です。しかし、ボランティア活動実践者の高齢化等により次世代後継者育成が喫緊の課題となっておりことから、幅広く活動してもらえ人材育成のためにモデル事業に取り組みました。

取り組み方法としては、さまざまな研修や講座を開催し、参加した方々にただ学習するだけでなく、学習内容を深め活動につなげるため

に組織化を図ってもらったり、次の課題（ステップ）に進んでもらい興味を広げてもらうことで、ボランティア活動実践者や支援者等の拡大につなげていくこととしました。

具体的には次の事業に取り組みました。

①「傾聴ボランティア講座」

入門・実践・フォローアップの3段階に分けて講座を開催し、人材育成を行いました。さらに修了者によるボランティアグループ「傾聴ボランティア那珂川きずな」を発足させ、定例会や活動場所の調整等の支援を継続して行っています。

②「家族の絆に関する講演会」

「亭主力の時代」夫婦円満の極意、戦わずして負ける」と題して、全国亭主関白協会会長の天野周一氏を招き、社会活動に比較的消極的な男性の人材発掘を行いました。

③「団塊の世代に対象をしぼった地域デビュー講座」

「ちょっと聞きたい『ケータイ・パソコン』講座」、「生活支援サポーター講座」を開催し、団塊世代の人材発掘と、人材育成を行いました。この取り組みを通して、これまで

平成22・23年度のテーマ

- ① 合併した社協における小地域福祉活動の推進事業
- ② サロン活動を基盤とした小地域福祉活動の推進事業
- ③ 高齢化が進んだ地域における小地域福祉活動の推進事業
- ④ 一人暮らし高齢者世帯に対する見守り訪問活動の推進事業
- ⑤ 地域の実情に応じた生活課題解決のための小地域福祉活動の推進事業



【入門講座】1対1で聴く練習



ケータイ・パソコン講座

平成24・25年度のテーマ

- ① 地域で安心して暮らせる支え合いづくり
- ② 生活支援サービスの仕組みづくり



①



②



③

- ①災害ボランティアセンター設置・運営訓練
- ②居場所づくり事業
- ③訪問による安否確認

ホームページに掲載しています。

「共助社会づくりに向けた小地域福祉活動推進のための市町村社協モデル指定事業」の報告は、福岡県社会福祉協議会のホームページ「ふくふくネット」に掲載しております。

HPアドレス：<http://www.fsw.or.jp/>

福祉にかかわることがなかった方が、ボランティア活動や地域活動を始めるきっかけとなり、参加者の「自分でできることをやってみよう」という意欲を高めることができました。また、団塊の世代を対象とした講座では、「地域や社会に貢献するため、自分のスキルを活かしたい」という方々を新たな地域活動の担い手として発掘・養成することができました。

平成24年度モデル事業概要

本会では、市町村社会福祉協議会（以下、「市町村社協」）が地域の福祉課題・生活課題を捉え、地域住民や行政、関係機関等と連携して各地域における課題解決に向けて取り組み、高齢者等全ての住民が住み慣れた地域で安心して生きがいを持って暮らせる共助社会づくりを目的に、平成24年度もモデル指定事業を実施します。（指定期間2年）

設定して取り組んでいきます。具体的事業は、昨年度発生した東日本大震災を受け、災害に強い地域づくりに関する事業（災害時要援護者把握にかかるマップづくりや災害ボランティアセンター設置訓練等）、高齢者等孤立防止に関する事業（サロン活動などの居場所づくりや電気・ガス会社・新聞配達業者等と連携した見守り訪問活動等）および草取りや買い物などちょっとした生活の困りごとを地域住民同士で解決していく有償サービスの仕組み。

基盤を作る生活支援サービスの仕組みづくりに対して助成を行い、本会と協働で推進していくこととします。

各指定社協の事業については本誌で適宜紹介していきます。

【問合せ先】

地域福祉部 地域課
☎ 092 (584) 3377

日韓のプロの味

ベジタブルピクルス

&

白菜キムチ



障

障害者スタッフが日韓のプロの料理人がコラボして、絶品商品を開発しました。

飯塚市長尾の障害者支援施設「セルプちくほ」の食品工房では、化学調味料や保存料を一切使わない「ベジタブルピクルス」と「白菜キムチ」を販売しています。材料洗浄から本漬け、パック詰め等の全工程においてすべて手作りの商品です。

これらの商品は、障害者の方の自立支援に向けた取り組みに賛同いただける福岡市の有名フレンチレストラン「メゾン・ド・ヨシダ桜坂」を営むムッシュ吉田（吉田安

政）さんと吉田さんに紹介いただいた韓国伝統薬膳料理研究家の鄭英淑（ジョン・ヤンスク）先生、お二人の指導のもと、昨年5月から開発研究をはじめ、同年8月にベジタブルピクルスを販売開始、白菜キムチも試作を何度も繰り返し、今年2月に販売を開始しました。

ピ

クルスは大根、人参など数種類の国産の野菜に加え、韓国産の甘い青唐辛子、辛い青唐辛子を使用しており、シャキシャキとした食感に加え、ほんのり爽やかな酸味と、ほどよい辛さがやみつきになります。おつまみとしてそのまま頂くのはもちろん、カレーや肉料理の付け合わせとしても最適です。

キムチは国産の厳選された無農薬の白菜をはじめとする野菜と韓国産の赤唐辛子を使用しています。特製の薬味をまんべんなく塗り込み、じっくりと低温熟成させているため、上品な旨味と辛味に加え、ほのかにフルーティな香りがする本場韓国の味を再現しています。しっかりと旨味が浸み込んだ白菜は、葉から





将来はお金を貯めて東京デイスにーランドに家族を連れて行くことが夢と語る穂坂さん

工 房では、野菜の洗浄や塩付けなど4名のスタッフが一つ一つ丁寧に組み立てています。その一人、穂坂さんは「このキムチと比べても、このキムチはとつてもおいしい。自信があります！世界中の人に食べてほしいです。」と自信满满に話されました。

芯まで全て美味しく召し上がっていただけます。
商品開発にあたった大庭誉綱さんは「こだわりの自家製の薬味と良質な韓国産赤唐辛子による絶妙な旨味と辛味が味の決め手です。スタッフと一緒に何度も試行錯誤を繰り返して、本当に良いキムチができました。」と笑顔で語られました。

大庭秀和センター長は「私たちは、お客様への感謝の気持ちを第一に、皆さんに喜んでもらえる商品づくりにこだわっています。これからも地域社会に根ざした取り組みを続けていきます。」と語られました。



紹介した商品の取扱店

本誌で紹介した商品は、下記の店舗でお買い求めいただけます。

ベジタブルピクルス

- ・ハローデイ 穂波店
- ・J A 一太郎店
- ・八木山農園
- ・A S O 潤野店

白菜キムチ

- ・ハローデイ 穂波店
- ・八木山農園

まごころ製品情報



社会福祉法人 筑穂福祉会 セルプちくほ

筑穂福祉会は社会就労センター「セルプちくほ」(就労継続支援 B 型、就労移行支援、生活介護、施設入所支援、短期入所、地域生活支援)の経営を通して、①高い工賃②就労移行支援③美味しい給食④楽しいレクリエーションをモットーに、障害が重いために一般企業に雇用されることの困難な障害者の方々や一般企業への就職を目指す障害者の方々が障害に応じた治具などが整備された就労環境の中で働くことができる「福祉的就労」と「一般就労移行支援」を行っています。

また、日常生活を支援し安定した生活の場を提供しながら、地域社会に根ざした障害者の社会的自立と福祉の向上を図ることを目的としています。

セルプちくほの製品紹介

○食品加工

大好評の“ちくほのばっちゃんの味”シリーズのかりんとうをはじめ、ジャム、季節のお野菜など、旬の安心・安全な食材を使用した食品製造・販売を行っています。

○縫製品

布団仮縫いなど、直線縫いが主体の下請け作業から、自主制作によるオリジナル製品の製作販売まで、工業用ミシン(障害を持った方も使用できる治具付き)を使用し、行っています。

○簡易的作業

農園芸品・電気部品の組立、プラスチックバリ取り、ダンボール組立・のり付、など、どなたにでも係っていただける簡易的な下請け作業を行っています。



味自慢のかりんとう

製造・販売の問い合わせ先

セルプちくほ食品工房

飯塚市長尾 5 1 6 - 1

☎ 0 9 4 8 (7 2) 3 1 1 3

FAX 0 9 4 8 (7 2) 3 1 1 4

H P アドレス : <http://www.selp-chikuho.com>

まごころ製品とは・・・

福岡県では、障害者施設で製造(栽培)される食品や縫製品など、障害者の皆さんがまごころを込めて作った製品や提供しているサービスを「まごころ製品」と呼んでいます。障害者の皆さんが、「自立」を目指し、それぞれのアイデアや工夫、作り手の個性を活かした製品づくりに一生懸命取り組んでいます。本誌では今後も「まごころ製品」を紹介してまいります。

平成二十四年度 福岡県社協事業計画

I 本年度の方針

家族間や住民同士の関係の希薄化、地域社会からの孤立などを一因とする様々な社会問題が発生している現在、制度の充実だけでなく、地域で支え合う新たな仕組みづくりが求められている。

また、東日本大震災発生以降、「共助」や「共生」の意味や意義が改めて問い直され、住民同士の「つながり」、「絆」の再構築と官民一体となった取り組みが注目されている。

一方で、社会保障と税の一体改革をはじめ、規制改革、地域主権改革など、社会・経済全般にわたる改革が進められている。

本会では、市区町村社会福祉協議会との連携を強化し、住民や関係機関・団体の協働による誰もが安心して暮らせる元気な地域づくりの推進など、各地域の特性を活かした地域福祉活動の充実強化に努める。

さらに、依然として厳しい経済

状況が続き、雇用不安や貧困問題が深刻化している中、離職者・生活困難者の生活を支えるセーフティネットとしての生活福祉資金貸付もますます重要であり、市区町村社会福祉協議会をはじめとする関係機関・団体と連携を図り、迅速かつ適正な運用に努める。

また、安定した社会保障・社会福祉制度の確立が求められる中、福祉・介護分野の慢性的な人材不足の解消は急務の課題であり、本会では、引き続き福祉サービスを支える人材確保のために、緊急雇用対策に取り組み、福祉・介護分野への就業促進に努める。

近年の度重なる自然災害に備え、地域と社会福祉施設等関係機関・団体とが連携した防災力向上の取り組みを進める。

本会では、これまでの経験と実績を踏まえ、県民生活の安定確保のため、市区町村社会福祉協議会や社会福祉施設等関係機関・団体と協働し、柔軟かつ先駆的な取り組みを進め、県政と一体となった事業推進に努める

II 重点的に取り組む事項

1 共助社会を実現するための地域福祉の推進

(1) 市町村社会福祉協議会との連携支援

市町村社会福祉協議会の役員を対象とした階層別研修会や共助社会づくりを目的としたモデル指定事業等とおして、役職員の資質向上と地域福祉活動のさらなる充実強化に努める。

(2) 地域における災害時の取り組みの強化

災害時に市町村社会福祉協議会や関係機関・団体、地域住民が連携し、一人暮らし高齢者をはじめとする要援護者の命と安心・安全な生活を守るための取り組みを強化する。

(3) 元気な地域づくりの推進

これまで各地域の特性を活かして取り組まれてきたふれあい・いきいきサロンなどの地域に根ざした活動をとおして、人と人、人と地域のつながりや絆をさらに深め、地域住民や関係機関・団体の協働による誰もが安心して暮らせる元気な地域づくりを全県域に普及していく。

(4) ボランティア活動の振興

市町村社会福祉協議会をはじめとする関係機関・団体に対し、情

報提供や活動支援を行い、ボランティア活動の振興を図る。

(5) 民生委員児童委員活動の支援

県民生委員児童委員協議会との連携を強化し、地域福祉活動推進の担い手としての民生委員児童委員活動を支援する。



誰もが安心して暮らせる元気な地域づくり（民生委員・福祉委員による見守り訪問活動の推進）

2 社会福祉法人・施設の支援に関する取り組み

(1) 社会福祉法人・施設の経営支援

介護保険制度や障害者総合支援法（仮称）、子ども・子育て新システム、社会的養護の課題など、法人・施設の経営に関する情報収集・提供に努めるとともに研修会を実施し、各社会福祉施設を支援する。

(2) 社会福祉法人・施設の防災支援

各社会福祉施設種別協議会と連携して、防災力向上の取り組みを支援する。

(3) 適正な法人会計事務の支援

社会福祉法人が会計の原則に沿った適正な会計事務を行えるよう、研修会等の実施を通して支援に努める。

特に、平成23年7月に制定された社会福祉法人新会計基準については、円滑な移行支援に向けて、適宜情報収集、提供を行う。

3 生活福祉資金貸付制度の適正な運営

(1) 資金貸付の適正化

貸付申請内容の調査を徹底し、厳しい雇用経済情勢に対応するため、セーフティネットとしての生活福祉資金貸付制度の適正な運営に努める。

(2) 債権管理の強化

滞納世帯に対する督促、市区町村社会福祉協議会への呼び出し及び自宅訪問等による償還指導を実施するとともに、悪質な滞納者に対しては法的手続（支払督促）を行い、債権管理を強化する。

(3) 臨時特例つなぎ資金の迅速な貸付

住居喪失者に対し、各関係機関と連携しながら迅速な資金貸付を行う。

4 福祉人材の確保とサービスの質の向上のための取り組み

(1) 福祉人材確保のための事業の充実

慢性的な人材不足を解消し、質の高い福祉人材を確保することを目的として、無料職業紹介事業、福利厚生事業、広報啓発活動に積極的に取り組む。

(2) 社会福祉従事者に対する研修の充実

福祉サービスの質の向上に資するため、県委託研修事業をはじめとする福祉従事者を対象とした各種人材養成研修及び社会福祉施設の経営支援の充実に努める。

5 緊急雇用対策関連事業への取り組み

(1) 福祉・介護分野への就業促進及び資格取得の促進

無資格の離職者に働きながらホームヘルパー2級資格取得の機会を提供し、常用雇用をめざす「福祉・介護人材育成就業促進事業」や、福祉専門職を志す学生に資格取得のための修学資金を貸与する「介護福祉士等修学資金貸付事業」、キャリア支援専門員が介護職の説明等を行い福祉・介護職への就労に結びつける「福祉・介護人材マッチング支援事業」等確実な実施に努める。

6 福祉サービスの利用者の利益の保護に関する取り組み

(1) 日常生活自立支援事業の充実

福祉サービス利用者の利益の保護を目的とする本事業の役割がますます重要となっており、さらに積極的な事業実施に努める。

(2) 福祉サービス苦情解決事業の充実

福祉サービスに関する苦情解決を図ることを目的として本会に設置されている運営適正化委員会の適正な運営に努める。

(3) 福祉サービス第三者評価事業の推進

福祉サービスの選択に有効な情報を利用者へ提供するとともに、サービスの質の向上に向けた事業者の取り組みを促すことを目的とした本事業の推進に努める。

(4) 地域密着型サービス外部評価事業の実施

認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護の外部評価実施機関として、事業者のサービスの質の向上を目的とする評価事業の円滑な実施に努める。

7 高齢者の生きがいづくり・健康づくり・仲間づくりを進める事業の推進

(1) 第12回福岡県ねんりんスポーツ・文化祭の開催

これまでの成果を十分に踏まえ、市町村、市町村社会福祉協議会、老人クラブをはじめ、関係機関・団体と一層の協働を図り、久留米市を主会場として、筑後地方



ねんりんスポーツ・文化祭
(おじいちゃん・おばあちゃんの絵コンクール)

で開催する。

(2) 全国健康福祉祭宮城・仙台大会 (ねんりんピック宮城・仙台2012)への選手派遣

「第25回全国健康福祉祭宮城・仙台大会（ねんりんピック宮城・仙台2012）」に多数の選手を派遣する。

8 広報活動の充実

(1) 広報活動の充実

本会情報誌「ふくおかのふくし」については、社会問題・地域課題の多様化を踏まえ、単なる情報提供にとどまらない積極的な課題提起を含めた誌面づくりに努める。

また、地域福祉推進のための「社協通信」、子育て支援情報誌「ふくすく」、障害者福祉推進のための「障害者福祉情報」、本会ホームページ「ふくふくネット」の内容充実に努める。

福岡県社会福祉協議会では **学びたい!** を **応援** しています。

1 福祉現場の皆さんを応援！「社会福祉施設役職員研修」

(1) 階層別研修

新任職員の方から管理職の方まで、役職に応じた研修です。

研修名	開催時期	対象者
1 新任職員研修	5月上旬～中旬	県内社会福祉法人の職員（経験年数の目安：2年未満）
2 新任職員研修	4月下旬	社会福祉法人が経営している老健・有料老人ホーム・グループホーム等（経験年数の目安：2年未満） 民間企業、NPO法人等が経営している福祉施設（経験年数の目安：2年未満）
3 基礎研修	7月上旬	県内社会福祉法人の職員（経験年数の目安：2年以上5年未満の勤務経験を有する職員）
4 課題研修	5月下旬～6月下旬	県内社会福祉法人の職員（経験年数の目安：5年以上10年未満の勤務経験を有する職員）
5 管理系研修	8月下旬	県内社会福祉法人の理事長及び法人運営に携わる役職員等
6 労務管理研修	9月下旬	県内社会福祉法人の理事長・施設長・事務長・管理職等

(2) 専門研修

社会福祉の職場に必要な技術やテーマを、種別や職種ごとに基礎から学びます。

研修名	開催時期	対象者
7 児童福祉施設・児童館職員等研修	9月中旬	児童館・児童センター及び児童養護施設・母子生活支援施設・乳児院・児童相談所の職員
8 家庭相談員研修	6月下旬	家庭児童相談員、児童相談所職員及び児童福祉施設職員
9 障害者施設職員研修	12月中旬	県内社会福祉法人が経営する障がい者福祉施設職員
10 生活相談員コース	8月下旬	県内社会福祉法人が経営する老人福祉施設の生活相談員
11 看護職員コース	12月上旬	県内社会福祉法人が経営する老人福祉施設の看護職員
12 介護職員コース	11月上旬	県内社会福祉法人が経営する老人福祉施設の介護職員
13 給食担当職員コース	10月下旬	県内社会福祉法人が経営する老人福祉施設の栄養士・調理員
14 在宅福祉担当職員研修	9月中旬	県内社会福祉法人が経営する老人福祉施設、市町村社会福祉協議会の通所介護事業所
15 事務職員研修	8月上旬	県内社会福祉法人が経営する施設・事業所等において会計管理等の事務処理に従事する職員
16 ホームヘルパー現任者研修	9月中旬	県内社会福祉法人が経営する訪問介護事業所のホームヘルパー
17 訪問介護適正実施研修	6月上旬～6月下旬	指定訪問介護事業所におけるサービス提供責任者
18 処遇記録研修<高齢分野>	6月下旬～7月上旬	県内介護老人福祉施設・介護老人保健施設・グループホームの職員
19 処遇記録研修<障がい分野>	11月中旬	県内障がい者福祉施設・事業所の職員
20 施設職員を対象としたケアプラン研修<特養・老健・有料>	10月下旬	県内介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護付き有料老人ホームの職員
21 施設職員を対象としたケアプラン研修<グループホーム>	7月下旬	県内グループホームの職員
22 感染症予防研修	6月上旬・11月上旬	県内福祉施設・事業所の役職員
23 ビジネス文書研修	7月中旬	県内社会福祉法人の職員

2 資格取得を応援！「資格取得研修」

(1) 身体拘束廃止推進研修

研修名	開催時期	対象者
1 身体拘束廃止推進員養成研修	7月上旬～10月上旬	介護保険施設及び介護付有料老人ホームの介護主任等、身体拘束廃止の取組を施設内で指導的立場から推進することができる職員
2 身体拘束廃止看護職員研修	10月下旬～11月下旬	介護保険施設及び介護付有料老人ホームの看護職員で、身体拘束廃止の取組を施設内で指導的立場から推進することができる職員

(2) 相談支援従事者初任者研修

研修名	開催時期	対象者
3 相談支援従事者初任者研修	9月上旬～11月下旬	相談支援専門員及びサービス管理責任者となる者、相談支援事業に従事しようとする者、市町村及び県保健福祉環境事務所職員等

(3) 介護支援専門員研修

研修名	開催時期	対象者
4 介護支援専門員実務研修	1月下旬～3月中旬	介護支援専門員実務研修受講試験合格者
5 介護支援専門員専門・更新研修(専門Ⅰ・更新前期)	6月下旬～8月上旬	介護支援専門員証の有効期限が平成25年3月31日及び平成26年3月31日までの介護支援専門員として従事したことがある方、又は従事している方
6 介護支援専門員専門・更新研修(専門Ⅱ・更新後期)	11月上旬～12月下旬	
7 介護支援専門員更新研修(実務未経験者更新・再研修)	8月下旬～10月中旬	介護支援専門員として従事したことがない方、介護支援専門員証の有効期限が切れた方

(4) 認知症介護研修

研修名	開催時期	対象者
8 認知症介護実践者研修	5月下旬～6月下旬 7月上旬～8月上旬 1月中旬～2月上旬	介護保険施設、事業所等に従事する介護職員、計画作成担当者に就任予定の者
9 認知症対応型サービス事業管理者研修	8月下旬 2月中旬	認知症介護実践者研修を修了した者で、グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型通所介護事業所の管理者に就任予定の者
10 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	8月上旬 2月下旬	認知症介護実践者研修を修了した者で、小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者に就任予定の者
11 認知症対応型サービス事業開設者研修	8月下旬 2月下旬	グループホーム又は小規模多機能型居宅介護事業所の法人代表者
12 認知症介護実践リーダー研修	9月中旬～11月下旬	認知症介護実践者研修を修了した者で、介護保険施設において概ね5年以上の経験を有し、認知症介護実践者研修を修了し、1年以上経過している者

(5) 資格取得試験のための準備対策講座

介護支援専門員の資格取得試験のための準備対策講座です。

研修名	開催時期	対象者
13 介護支援専門員実務研修受講試験準備講習会	7月下旬～9月中旬	介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格者

3 働きながら資格取得を目指す方を応援！

(1) 福祉・介護人材育成就業促進事業

介護関係の無資格者の失業者を、派遣会社を通じて、県内の社会福祉施設に「介護補助員」として派遣するとともに、「ホームヘルパー養成研修2級課程修了」の資格を取得してもらうことで、介護職員としての就労に結びつけていこうとするものです。

研修名	開催時期	対象者
1 ホームヘルパー養成研修2級課程(講義・演習17日間、実習4日間)	5月中旬～6月下旬 8月上旬～10月上旬 11月上旬～12月中旬	介護関係の無資格者である失業者で、人材派遣会社を通じて6ヶ月間施設で介護補助業務に従事する者

★各研修の案内について

各研修については、研修開催日の1ヵ月位前に受講対象施設・事業所等へご案内します。

研修日程、内容の詳細についてはホームページをご覧ください。

ホームページアドレス ⇒ <http://www.fsw.or.jp/kenshu>

※または、**検索サイト**(ヤフー、グーグル等)で「**福岡県社協 研修**」と検索して下さい。

頑張る

赤い羽根共同募金は

お父さん、お母さんを応援しています



共同募金は、誰もが安心して暮らせるように、高齢者支援や子育て支援、障害者支援等、様々な地域の福祉活動を支えています。

例えば、公民館等で開催されている子育てサロン活動もその1つです。

子育てはとても楽しい反面、悩みや不安を一人で抱えてしまうお父さん、お母さんも少なくありません。そんなお父さん、お母さんの心強い味方となるのが「子育てサロン」。ご近所の方々と子育て中の仲間と出会い、お互いに悩みを相談したり、先輩からアドバイスをもらったりと、お互いに助けあう場所です。

大野城市上筒井区の子育て支援「チューリップサロン」

では、毎月第2・第4水曜日に、上筒井公民館で活動しています。



絵本の読み聞かせは子どもたちに大人気!

換したり、毎回楽しく活動しています。チューリップサロンの運営は、地域の民生委員や福祉委員、ボランティア等多くの方々に支えられており、共同募金の配分も受けて運営されています。

上筒井区行政区長の黒木さんは、「共同募金の配分金で遊具を購入したり、修繕を行ったりしています。サロンに気軽に参加できるような、参加費等はないので、配分金はとも助かっています。地域の皆さんが、共同募金を通じて、子育て活動も応援してくれているのが、とても嬉しく感じています。」と話されました。

他にも、大野城市社会福祉協議会では、共同募金の配分金で、各子育てサロンに貸し出す遊具も揃えています。

このよう

に、地域での子育て活動は、共同募金運動を通じて、住民の皆さんの優しい気持ちに支えられています。



共同募金のおかげで遊具も充実

共同募金会への寄付が、所得税の税額控除の対象になりました。

福岡県共同募金会は、その取り組みが社会福祉に貢献していると評価されているため、国や地方公共団体と同じように『非課税措置対象団体』となっていました。新たに所得税の税額控除対象団体としても認められたため、共同募金への寄付は、下記のとおり「所得税」「住民税」「法人税」の減税対象となります。(表1)

新たに適用された所得税の税額控除は、税率に関係なく、税額から税額控除額(寄付した額から2,000円を引いた額の4割)を直接差し引くため、小口の寄付に対しても減税効果が大きくなります。

減税効果がさらに高まった共同募金会への寄付に、今後ご協力ください。

(表1)

対象	個人		法人
対象寄付額	2,000円以上 (1年間の寄付金の総額)		年間を通しての寄付金全額
優遇税制	所得税		個人住民税 法人税
控除内容	下記のどちらかを選択		
	所得控除	税額控除	税額控除 全額損金算入
	下記の金額を課税対象となる所得の金額から控除 寄付金額(年間所得の40%が限度) -2,000円=所得控除額	下記の金額を所得税額から控除 {寄付金額(年間所得の40%が限度) -2,000円}×40%=税額控除額 ※所得税額の25%を限度とする	下記の金額を住民税額から控除 {寄付金額(年間所得の30%が限度) -2,000円}×0.1=税額控除額
根拠法令等	所得税法 第78条 昭和40年大蔵省公示第154号第4号 租税特別措置法 第41条の18の3		地方税法 第37条の2、314条の7 地方税法施行令 第7条の17、48条の9 法人税法 第37条

問合せ先 福岡県共同募金会 ☎ 092(584)3388

Q 単なる物忘れと認知症の違いについて教えてください

私の母は最近、物忘れがひどく、昨日食事したことを覚えていなかったり、同じ商品を何度も購入したりします。「うっかり忘れてる」というより、食べたことや、買い物をしたことを忘れてる状態です。認知症ではないかと不安です。

認知症の初期症状（物忘れと認知症の違い）について教えてください。また、今後はどのようなケアをしたらよいですか？

A 単なる物忘れと認知症の違いの例として、過去の体験の「忘れ方」があります。いわゆる物忘れは体験の一部の記憶を思い出すのに時間がかかるというのが特徴的ですが、認知症は体験そのものの記憶がなされていないことや記憶が消えていることもあります。

認知症の初期段階では、昔の記憶ははっきりしているのに、新しい事は忘れるという症状や、時間と場所が正しく認識できなくなる症状も見られます。

また、この段階では、本人は自分の状態に戸惑いを覚え、不安な気持ちに陥り、「いい繕い」などが起こることもあります。

このような場合、周囲の人は、本人をとがめたりせず、気持ちを理解し、受容的に対応することが必要です。

単なる物忘れか認知症かを判断するためには、日常生活を通じて、些細な事でも、行動や体調の変化に気づき、そのうえで、かかりつけの医療機関に相談し、適切な認知症の診断やケアの方法の助言を得ることが大切です。

誰が認知症になっても穏やかに暮らしていけることを期待したいものです。

ご存知ですか？ 福岡県認知症医療センター

認知症は、早期に治療を開始することで症状の改善や進行を遅らせることが可能です。

このため、地域における認知症医療の中核となる専門医療機関として、認知症医療センターを県内に5か所指定しています。

このセンターは、専門的な診断、かかりつけ医等へ治療方針の助言・指導や、必要に応じ他の専門医療機関の紹介を行います。

また、介護現場との連携が重要であることから、地域包括支援センターと連携を図り、認知症患者の対応が困難な事例などについて助言・指導や研修を行い、認知症患者の適切なケアにつなげます。

こうしたことにより、指定医療機関とかかりつけ医等との連携を強化し、認知症患者を早期に発見し、適切な対応が取れる体制を整備しています。

○指定医療機関

- ・久留米大学病院（久留米市）・医療法人牧和会 牧病院（筑紫野市）
- ・医療法人（社団）光風会 宗像病院（宗像市）・医療法人昌和会 見立病院（田川市）
- ・独立行政法人国立病院機構大牟田病院（大牟田市）

○指定年月日 平成23年11月15日（指定期間 5年間）

認知症電話相談（高齢者総合相談事業）についてのご案内

認知症予防に関する質問、認知症の症状、介護の仕方等に関する相談、家族介護における心構えや具体的な接し方、介護疲れや悩みの相談などお気軽にご相談ください。

○問合せ先 県民サービス部 評価・相談課 ☎ 092(584)3317

○担当相談員 介護経験者（認知症の人と家族の会福岡県支部）
相談日 火曜日、金曜日 相談時間 10:00～16:00

○担当相談員 保健師（福岡県在宅保健師若草会）
相談日 木曜日、土曜日 相談時間 10:00～16:00

株式会社 新生堂薬局 県内 10 カ所の社会福祉施設に車いすを寄贈

本会は、株式会社新生堂薬局様から寄贈いただいた車いす 10 台を県内の 10 施設へ配分いたしました。

この車いすは、同社が社会貢献の一環として平成 20 年 2 月から「福祉施設に車いすを贈ろうキャンペーン」を実施され、プルタブ回収ボックスを全店に設置し、地域の方々とともに集められたプルタブ（2 トン）を車いす 4 台に交換されたものに同社からの 6 台を加えて寄贈いただいたものです。

去る 4 月 10 日の贈呈式では、水田 雅幸 代表取締役から富安 節子 福岡県社会福祉協議会常務理事へ目録が贈呈され、本会から感謝状を贈りました。

水田代表取締役は「私たちの趣旨にご賛同いただいたお客さまが一人また一人とご協力してくださるようになり、今日を迎えることができました。これからもこのような取り組みを続けていきたい。」と語られました。

新生堂薬局様、そして協力いただいた地域の皆様、本当にありがとうございました。



水田 雅幸 代表取締役 (左)
富安 節子 県社協常務理事 (右)

目標に向かって全力で ～光る汗、輝く笑顔～

福岡県は 5 月 6 日に、博多の森陸上競技場及びクローバープラザにおいて「第 50 回福岡県身体障害者体育大会」を開催しました。

この大会は、障害者がスポーツを通じて、残存機能の回復と体力の維持・増強を図るとともに、社会の身体障害者に対する認識と理解を高めることを目的とした大会で、10 月に岐阜県で開催される「第 12 回全国障害者スポーツ大会（2012 ぎふ清流大会）」の代表選手の選考大会でもあります。

当日は、大会副会長の松永千之 福岡県身体障害者福祉協会理事長の力強い開会宣言で幕を開け、65 団体、約 750 名の選手たちは、陸上競技、水泳、卓球、アーチェリー、フライングディスク等の種目において、日頃の練習の成果を存分に発揮しました。



福岡県社協ホームページ「ふくふくネット」リニューアル



福岡県社協ホームページ「ふくふくネット」が県民の皆様や関係者の方々により使いやすく、よりわかりやすいものとなるよう、全面的にリニューアルしました。

今後とも、見やすく、情報が探しやすいホームページとなるよう、内容の充実を図ってまいります。

なお、トップページのアドレスは従来のおり変更はありません。(http://www.fsw.or.jp/)

ふくふくネット

検索

※「ふくふくネット」、または「福岡県社協」で検索できます。

高齢者がいきいきと活躍する社会を目指して

福岡県 70 歳現役応援センターがオープン

福岡県では、高齢者の皆さんの就業や社会参加を支援し、年齢にかかわらず、それぞれの意思と能力に応じて、職場や地域で活躍し続けることができる「70歳現役社会」の実現に取り組んでいます。

4月23日、その取り組みの中心となる「福岡県70歳現役応援センター」が福岡市にオープンしました。センターでは、就業やNPO・ボランティア団体への参加等に関する相談・支援、70歳まで働ける企業の開拓、企業や従業員向けセミナーの開催、地域の子育ての現場で活躍する「子育てマイスター」の養成（今夏受付開始）などに取り組んでいます。

福岡県 70 歳現役社会推進大会開催

福岡県70歳現役応援センターのオープンを記念して、福岡市で「福岡県70歳現役社会推進大会」が開催されました。大会では、ソフトバンクホークスの王貞治会長から力強い激励のビデオメッセージが寄せられました。

また、70歳を超えてもなお若々しく活躍されている加山雄三さんと小川知事との対談では、加山さんから「年齢に関係なく、目標をもって挑戦することが大事。やることがあるということがエネルギーを生む」と本県の取り組みにエールを送られました。

知事は「もっともっと働きたい、もっとみんなの役に立ちたい、そういう元気な高齢者の気持ちに添えていく。日本のモデルを目指したい」と決意を述べられました。



福岡県70歳現役応援センター
(福岡県福岡市博多区博多駅東1丁目1番33号)
受付時間 平日9:30~18:00
休館日 土曜、日曜、祝日
年未年始(12月29日から1月3日まで)
☎ 092(432)2577
HPアドレス: <http://70-f.net/>

障害者福祉情報ハンドブック 2012 年度版発刊

本会では、福岡県から委託を受け、障害者関係の制度・施策をとりまとめた「福岡県障害者福祉情報ハンドブック」を2年に1度発行しています。

11度目の改訂となる2012年度版は、障害者自立支援法施行後、市町村が実施する地域生活支援事業についての調査を充実するなど、さらに役立つ情報を掲載しています。

購入をご希望の方は、①氏名・団体名(担当者名)②送付先住所・TEL・FAX③申込部数をご記入のうえ、郵送またはFAXで下記あてお申し込みください。

〔掲載内容〕

- ★障害者福祉制度・施策
- ★県内各市町村の障害者福祉関係事業等実施状況
- ★施設名簿、地域活動支援センター・共同作業所の活動内容 等

【申込・問合せ先】

県民サービス部 人材・情報課
☎ 092(584)3330
FAX 092(584)3319

A4判・400頁
〔価格〕1,300円(税込)
〔送料〕10部まで320円(九州内)



福祉施設の事故・紛争円満解決のために

ホームページでも内容を紹介しています
http://www.fukushihoken.co.jp



社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営している社会福祉施設です。

プラン1 施設業務のための補償 (賠償責任保険、普通傷害保険、動産総合保険)

1 基本補償

保険期間1年職種別A級

▶補償金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故に対応	対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	対物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金補償限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等の各種費用	初期対応費用(期間中)	500万円	500万円
	事故初期見舞費用(1名につき)	死亡10万円 入院時3万円 通院時1万円 (1事故で10万円限度)	死亡10万円 入院時3万円 通院時1万円 (1事故で10万円限度)
	利用者傷害死亡事故弔慰金		死亡(重度後遺障害) 100万円(78~100万円)
	利用者傷害事故見舞費用		死亡時100万円 入院時1.5~7万円 通院時1~3.5万円

▶年額保険料(掛金)	
定員	基本補償(A型)
1~50名	33,000~59,400円
51~100名	66,000~94,200円
101~150名	96,000~103,200円
151~200名	104,700~110,700円
以降1名~10名増ごと	1,500円

基本補償(A型) 保険料 + 【見舞費用加算】
定員1名あたり
入所: 1,400円
通所: 1,500円

- オプション1 ●訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ●施設の医療事故補償

2 個人情報漏えい対応補償

施設の利用者の個人情報が一漏えいし、施設(法人)に法律上の賠償責任が発生した場合の損害賠償金等を補償

3 施設の什器・備品損害補償

- 施設内の什器・備品を幅広い範囲で補償
- 施設の現金等も補償

プラン2 施設利用者のための補償 (普通傷害保険)

1 入所型施設利用者の傷害事故補償 2 通所型施設利用者の傷害事故補償

(10口まで加入できます)

保険期間1年職種別A級

▶補償金額	1口あたりの補償額
死亡保険金	100万円
後遺障害保険金	死亡・後遺障害保険金額の3~100%
入院保険金(1日あたり)	800円
手術保険金	8,000円・16,000円・32,000円
通院保険金(1日あたり)	500円

▶年額保険料(掛金)	定員1人1口あたり
1 入所型施設利用者	1,410円
2 通所型施設利用者	960円

3 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

施設送迎車に搭乗中のケガに対し、プラン2-1、2の傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償

プラン3 施設職員のための補償 (労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険)

1 施設の労災上乗せ補償 2 施設職員の傷害事故補償 3 施設職員の感染症罹患事故補償

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記にお願いします。

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763
(引受幹事保険会社) 株式会社 損害保険ジャパン (SJ11-12204 2012.2.24 作成)

●この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約(「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。